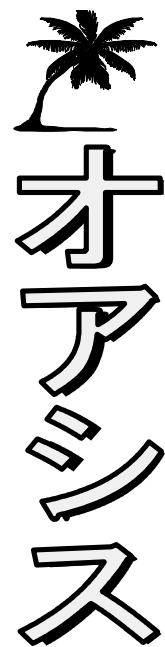


# 派遣社員の雇用を守ろう

日立ジョンソンコントロールズ空調  
と関連会社で働く  
人のネットワーク



2020年7・8月

No. 85

発行：オアシス  
編集委員会  
連絡先：多田義幸  
TEL

090-9121-0602

新型コロナウイルスの感染が拡大し、経済情勢の悪化に伴い、派遣社員の雇い止めが多発しています。派遣先の休業や仕事量低下により、派遣契約が解除されています。派遣元が新たな派遣先を紹介することになっていきますが、雇用情勢悪化の中で、遠隔地や低賃金の所を紹介され、それを断ると自己都合退職に追い込まれることが、当たり前のように行われています。そのため3ヶ月間は雇用保険の受給もできない状態です。

## 雇い止めを防ごう

派遣先が派遣契約の中途解除を行う場合について、厚労省の「派遣先が講ずべき措置に関する指針」に、派遣先が行うべき措置が次のとおり規定されています。

- ① 派遣元会社の合意を得るとともに、予め相当の猶予をもって申し入れること。
- ② 派遣先の関連会社での就業をあっせんする等、派遣労働者の新たな就業機会を確保すること。
- ③ 右記②ができないときは、少なくとも中途解除により派遣会社が生じた損害（例えば、休業手当相当額、やむを得ず解雇するときの解雇予告手当相当額以上の額）の賠償を行うこと。

また派遣元は、派遣先が契約解除した場合、派遣社員に休業手当を支払い、雇用調整助成金を申請して休業補償を行い、派遣社員の雇用を守ることが求められます。

## 休業手当の支給がない労働者に

### 給与の80%を補償する新しい給付金が申請開始

コロナの影響により事業主が休業させ、休業期間中の賃金（休業手当）支払いを受けることができなかった労働者に、「新型コロナ対応休業支援金」を支給する事業が実施されます。これまでは企業にしか申請権限がない雇用調整助成金の仕組みでしたが、今回は中小企業の労働者も、自分から申請すれば、休業給付金が受けられるように制度創設されました。具体的な手続きや制度詳細は、厚労省HPに掲載されています。

有期契約社員の雇い止めは制限されています  
有期契約が2回以上更新されている場合や1年を超えて継続勤務している人については、客観的に合理的な理由がなく、社会通念上相当であると認められない限り、雇い止めはできません。

## 労働組合に求められる対応

派遣先の労働組合は、派遣社員の雇用問題について、取り組むことが必要です。派遣社員に対する使用者責任は派遣先にあります。派遣先の労働組合は、派遣社員の待遇や雇用について、派遣先の会社と交渉して、改善を図っていくことが求められます。